

市議会の開催について

令和5年第3回小金井市議会定例会を8月31日(木)から開催します。原則、午前10時から、本会議は議場(市役所本庁舎4階)、委員会は第一会議室(同3階)で行います。議会のようすは市ホームページでも配信しています。議会の日程、議案など詳しくはお問い合わせください。
問議会事務局 ☎042-387-9947

市税の納付は便利な口座振替で

市税の口座振替は、指定の預・貯金口座から、各納期限の日に各種の税を自動的に納付できます。
口座振替できる市税は、固定資産税・都市計画税、市・都民税(普通徴収分)、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収分)です。
なお、軽自動車税で6月車検の方は、継続検査(車検)用納税証明書の送付に納期限後2週間ほどかかりますので、ご注意ください。

申直接、①市内の金融機関または②市納税課へ
※①▽手続きには、1か月半ほどかかります▽市外の金融機関の窓口でお申し込みの方には、申込用紙を郵送します
②▽ご本人名義のキャッシュカード、本人確認書類をお持ちください▽一部利用できない金融機関があります
問納税課管理係(市役所第二庁舎3階) ☎042-387-9825

印鑑登録をする方へ

印鑑の登録は、直接個人の利害に結びつくため、特に慎重な取り扱いをしています。印鑑登録をする方は、次のことに注意して余裕を持って手続きをしてください。

【登録できる方】

登録できるのは、市内に住所があり、住民基本台帳に記録されている15歳以上の方です。(意思能力を有しない方を除く)

【登録するには】

登録を必要とする本人が、登録する印鑑と本人確認書類を持参し、申請するのが原則です。ただし、本人が病気やその他やむをえない理由で、自ら申請できないときは、本人の自署、押印した「委任の旨を証する書面(委任状または代理人選任届)」「ひな形は市ホームページに掲載しています」と、本人の印鑑、本人・代理人の健康保険証等を持参して、代理人が申請することもできます。

※印鑑によっては登録できないものもありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください

※マイナンバーカードをお持ちの場合は、印鑑登録証の機能をマイナンバーカードに載せることができますので、お問い合わせください

【登録申請の確認、印鑑登録証の交付】

登録の申請をすると、本人確認および本人の意思による登録であるかを確認するため、本人あてに、郵送で文書照会します。本人がその回答書、登録する印鑑、本人の健康保険証等を持参した場合、印鑑登録証(黄色いカード)を交付します。
なお、代理で交付を受ける場合は、回答書、登録する印鑑、委任状(代理人選任届)と本人・代理人の健康保険証等が必要となります。
■即日印鑑登録できる場合
本人が自ら登録申請する場合、次のいずれかの方法で本人と確認できるときは、即日印鑑登録できます。
▽マイナンバーカード、官公署発行の顔写真交付免許証、許可証、または証明書(運転免許証、パスポート等)を持参したとき
▽すでに印鑑登録をしている本人以外の方が、印鑑登録申請書の保証書欄に自署し、登録印を押印したうえで、申請者が本人であると保証したとき(保証人が小金井市以外にお住まいの場合は保証人の印鑑登録証明書1通が必要です)

【印鑑登録証明書の交付】

印鑑登録証(黄色いカード)をお持ちの方は、本人・代理人を問わず黄色いカードのみを持参してください。印鑑登録証の機能を載せた

マイナンバーカードをお持ちの方は、窓口で暗証番号の確認が必要ですので、本人がマイナンバーカードを持参してください。
※なお、印鑑登録証をお持ちにならないときや申請書の記載に誤りがあるときには、発行できません

【保管にはご注意ください】

印鑑登録証は、登録印鑑と別々に保管するなど、財産と権利を守るためにも大切に取り扱い扱ってください。紛失したときは、直ちに届け出をください。また、登録印鑑を紛失したときも、忘れずに届け出をしてください。

【コンビニ交付サービス】

コンビニ交付サービス対応店舗では、マイナンバーカードで印鑑登録証明書を取得できます。すでに印鑑登録証をお持ちの方は、事前に印鑑登録証の機能をマイナンバーカードに移行する申請が必要です。

◇共通◇

問市民課市民係(市役所第二庁舎1階) ☎042-387-9830

Table with 4 columns: 証明書交付場所, 証明書手数料, 証明書交付時の必要事項, 証明書交付を受けられる方. Rows include マイナンバーカード and 印鑑登録証(黄色いカード).

Large table with 3 columns: 相談名, とき, ところ・問合先. Lists various consultation services like 市民相談, 労働相談, 高齢者介護, etc.

9月の相談日 お気軽に相談ください